

# 今、憲法問題を語る —憲法問題対策センター活動報告—

## 第4回 第51回日弁連人権擁護大会 第1分科会プレシンポジウム 「どう考える？ 国際貢献と憲法9条」

憲法問題対策センター事務局長 伊井 和彦 (37期)



### 1 東弁プレシンポの視点

10月2日、3日に富山で開催された日弁連第51回人権擁護大会のプレシンポジウムとして、9月16日に東弁主催の「どう考える？ 国際貢献と憲法9条」が弁護士会館クレオで開催された。

憲法9条の改正の是非をめぐるには、「自衛隊の存在と憲法9条との理論的整合性」という立憲主義の観点からの改正は認論もあるが、政治レベルにおける現在の憲法9条改憲論の状況は、むしろ「国際貢献策として、自衛隊（自衛軍）の幅広い海外派遣と活動領域の拡大ができるようにするために」というのが、昨今の9条改憲論の主眼である。

そこで、この「国際貢献」という視点から、憲法9条のあり方とその改正の必要性の存否及び是非を検討しようというのが、東弁主催のプレシンポの目的であった。

### 2 2つの立場からの討論

プレシンポにおいては、当センター副委員長の菅沼一王会員のコーディネートのもと、国際政治学の立場から「集団的自衛権等の国際貢献の拡充のためにも憲法9条2項の改憲が必要」とされる京都大学の中西寛教授と、憲法学の立場から「憲法9条の非武装平和主義こそ現実性があり世界に広めるべきもの」とされる専修大学の内藤光博教授との討論の形式で行われた。

このような討論形式で敢えて行ったのは、二つの立場を対比することで、問題点や考え方の違いが浮き彫りになり、弁護士会が今後検討すべき課題が明らかになると考えたからである。

中西教授からは、「自らを守る力を持たない憲法は論理矛盾である」「冷戦後の国際環境の変化の中で、新たな脅威（地域紛争、テロ等）により国際安全保障の対象が拡大し、平和構築のための軍事の役割（国連安保理決議に基づく強制活動の実行、平和維持活動の活発化、集団的自衛体制）も拡大している」等の意見が述べられた。

他方、内藤教授からは、「現実に憲法を合わせることは、立憲主義の崩壊に繋がる」「武力による平和の実現は不可能であり、むしろ非現実的である」「平和と人権保障を結び付けた平和的生存権の視点こそが重要」「集団的自衛権の容認は、新たな軍事的緊張と脅威をもたらすだけ」「市民的（非軍事的）国際平和協力の推進と、戦争の原因となる貧困問題等の解消こそが重要」等の意見が述べられた。

### 3 まとめ

短い時間であったため、噛み合った議論とまでは言えない部分もあったが、今後、我々が憲法9条の価値を論じていく上において、重要な論点が示された有意義なシンポジウムであったと思われる。

